

田原本町法定外公共物管理条例（平成16年3月田原本町条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>(許可の取消し等)</u></p> <p>第13条 町長は、<u>使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定に基づく許可（以下「許可」という。）の取り消し、又は同条第2項の規定に基づく条件の変更若しくは行為の中止又は施設、構造物等の改築、移転、除却等を命ずることができる。</u></p> <p>(1) この条例の規定に違反したとき。</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p><u>(監督処分)</u></p> <p>第13条 町長は、<u>次の各号のいずれかに該当する者に対し、行為の中止、施設、構造物等の改築、移転、除却等、法定外公共物を原状に回復すること若しくは法定外公共物の管理について必要な措置をとることを命じ、第4条第1項の規定に基づく許可（以下「許可」という。）を取り消し、又は同条第2項の規定に基づく条件を変更することができる。</u></p> <p>(1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2)～(4) 略</p>